

デジタルゲリマンダ事業者の破産とデータ回収責任 ーケンブリッジアナリティカ社破産の事例からー

橋本誠志^{†1}

概要: 2018年5月3日、イギリスに本拠を有する政治コンサルティング会社ケンブリッジアナリティカ社は破産手続を申請したと発表した。本稿では、ケンブリッジアナリティカ社が破産申請を行ったことに鑑み、同社が取得したとされるユーザ情報の回収をめぐる責任について検討する。

キーワード: デジタルゲリマンダ、ケンブリッジアナリティカ、プライバシー・オンブズマン、倒産犯罪

Insolvency Proceedings to Digital Gerrymandering Business and Liabilities for Data Withdrawal

SATOSHI HASHIMOTO^{†1}

Abstract: “Cambridge Analytica” filed applications to commence insolvency proceedings in 2 May 2018. The company ran Digital Gerrymandering business, using data of customers unjustly acquired through SNS services. This paper discusses liabilities for data withdrawal in insolvency proceedings to digital gerrymandering businesses.

Keywords: Digital Gerrymandering, Cambridgeanalytica, Insolvency Proceedings, Administration, Privacy Ombudsman

1. はじめに

2018年5月3日、イギリスに本拠を有する政治コンサルティング会社ケンブリッジアナリティカ社は破産手続を申請したと発表した。同社は2016年のイギリスにおけるEU離脱をめぐる国民投票（ブレグジット）や同年のアメリカ大統領選挙において、不適切な方法で取得したFacebookの利用者データを利用したと報じられてきた。同社が行ったコンサルティング手法は、デジタルゲリマンダの一形態と考えることができよう。デジタルゲリマンダについては、本会誌においても特集^aが組まれた他、研究が行われ始めている [3][12]。本稿では、ケンブリッジアナリティカ社が破産申請を行ったことに鑑み、同社が取得したとされるユーザ情報の回収をめぐる責任について検討する。

2. ケンブリッジアナリティカ社の破産申請について

2.1 ケンブリッジアナリティカ社の概要とデジタルゲリマンダ

ケンブリッジアナリティカ社（以下CA社）はイギリス・ロンドンに本社^bを置くデータマイニングとデータ分析を用いるコンサルティング事業者である。同社はイギリスの

他にアメリカ・ニューヨークとワシントン DC に事務所を有するとされている。CA社はcommercial divisionとpolitical divisionを有し、前者はデータ駆動(data-driven)によるマーケティングとして、マーケットリサーチ、データ・インテグレーション、ターゲット広告、オーディエンス・セグメンテーションなどのサービスを提供し、後者はデータ駆動により、有権者や投票結果のカギを握る投票者の特性の分析を軸としてサービス利用者の主張に対して効率的に反応する有権者のセグメンテーションやターゲット広告を提供する。5大陸で100以上のキャンペーンの支援を25年以上経験してきたことを謳っている[6]。CA社はCambridge Analytica (UK) Limited 本体とSCL Group Limited, SCL Analytics Limited, SCL Commercial Limited, SCL Social Limited,そしてSCL Elections Limitedがグループとして一体的に事業を行って来た[6]。

CA社、特にpolitical divisionが行って来たビジネスは、SNSなどから利用者の情報を取得し、これを分析することで有権者の投票行動を明らかにし、それに基づいた対応策を顧客に提案することで顧客の選挙戦を有利に導くというものである。このような手法は今日、デジタルゲリマンダと呼ばれることがある。湯浅によれば、選挙区割を恣意的に画定することで特定候補者や政党の選挙戦での情勢を操作するゲリマンダがアメリカでは問題視されてきた[2]p.1070。ゲリマンダは今日、インターネット上での多様な手法による世論調査や投票行動への影響力行使に展開し、デジタルゲリマンダと呼ばれるようになっている

^{†1} 徳島文理大学

Tokushima-Bunri University.

^a 「小特集 デジタルゲリマンダとは何かー選挙区割り戦略からフェイクニュースまで」情報処理, Vol.68, No.12(情報処理学会, 2017)pp.1068-1088

^b 同社公式HPによると本社所在地は55 New Oxford Street, London, WC1A 1BSとされている。

[2]p.1070. デジタルゲリマンダの主な手法として①コンピュータを用いた恣意的な選挙区割画定（地理的ゲリマンダ）、②統計的データ分析（ビッグデータ分析）による投票結果のバイアス付け^c、③SNS などでメッセージ伝達でのバイアス付け（感情伝染実験）、④サーチエンジンの検索結果を通じた世論調査、⑤サイバー攻撃やフェイクニュースの流通などの存在が挙げられている[2]pp.1070-1071. そして、これらのデジタルゲリマンダの実施には膨大な量のデータが必要となるが、その取得は今日、可能となっている[2]pp.1071-1072. よって、デジタルゲリマンダを事業内容の中心に置く CA 社のような事業者は従来の企業とは異なり、SNS ユーザから取得したデータが事業維持の生命線となる。

2.2 CA 社の破産申請

2018 年 5 月 2 日付の CA 社のニュースリリース^dによれば、SCL Elections Limited と Cambridge Analytica LLC's U.K. は、共同でイギリスにおいて企業破産手続(commerce insolvency proceedings)を申請した。これにより CA 社は全ての事業を停止し、取締役会(boards)は Crowe Clark Whitehill 氏を独立管理人(independent administrator)に選任した。また、CA 社のアメリカにおける事業に関連した並行倒産手続(parallel bankruptcy proceedings)が米国ニューヨーク南部地区連邦破産裁判所で行わる。

2018 年 5 月 3 日には High Courte の命令により、Vincent John Green と Mark Newman の両氏が倒産実務家^f (insolvency practitioners) に選任された[6]。なお、2018 年 8 月 18 日時点では、[6]に本件に関する新たなニュースリリースは公表されていない。

3. 企業の破産手続における財産関係の基礎概念

本節では、検討の前提として、日本法の場合を念頭に企業が倒産した場合の破産者の財産関係の基礎概念について整理する。企業^gが倒産した場合、その処理方針として倒産した企業を清算するのか再生するのかによって適用される

法律が異なる。本稿は清算型手続を選択する場合を念頭に置く。倒産は破産法の場合、支払不能（債務者が、支払い能力を欠くために、その債務の中で弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態）が代表的であり、支払不能を債務者が外部に表示することを支払停止と呼び、手形の不渡りや債務超過（負債額総計が資産額総計を超えた状態）が代表的である。破産手続は破産者の資産を使って破産者が抱えた負債を弁済することを主目的とする。よって、破産者の債権者を満足させることが重要となる。そこで、破産者の資産と負債の状況を確定させることが必要となる。資産確定の上では以下の段階が問題となる。

- ① 債権者への配当の基礎となる破産財団の基礎となるのはどのような財産か（配当財団）
- ② 現実に破産管財人が管理している財産はどれだけか（現有財団）
- ③ 法が手続の遂行に予定する破産財団（法定財団）

破産財団の範囲がどこまでかについては手続開始時点では③は破産者が有する一切の財産が原則となる^h。そして、法人の場合、営業継続等で手続開始後に発生した収益は派生財産として破産財団に含まれると理解される。通常、②＝③となることは手続開始当初にはほとんど無く、破産管財人は②＝③の状態となることを目指して例えば、第三者の財産が破産財団に混入しているような場合にはこれを分離し、破産財団に本来属すべき財産が逸出しているような場合にはこれを破産財団に属するように活動を行うⁱ。

破産手続は破産者の負債を破産財団に属する財産で弁済することを究極の目的とする。そのため、手続として、破産者の負債の調査・画定と破産者の資産の調査・管理・換価が必要となる。破産手続では債権者（破産債権者）は破産債権を有すれば手続に参加可能となる。日本法では破産債権は破産者に対する請求権とされ、第三者に対する請求権や物権は対象外となるのが原則である。また、財産上の請求権であること^jや執行可能性を具備していること、破産手続開始前の原因に基づいて生じている点などが要求される。破産手続開始前の不法行為が原因で手続開始後に損害が発生したような場合はその損害賠償請求権は破産債権となりうる。ここで、破産企業が平常時に取得した情報は当該情報を金銭評価して換価する実務対応が行われると仮定した場合、破産財団の規模を増加する方向で評価される場合もあれば、破産債権の原因として評価される場合もある。

^h その後は、手続開始時に破産財団を固定する考え方と手続開始後に破産者が取得した財産も破産財産に含めてゆく考え方がある。

ⁱ 破産財団から手続を進める上で必要な費用等は財団債権として優先弁済される。

^j 物の引渡や不作為を内容とする場合は、金銭評価可能ならば破産債権と評価可能とされる。

^c 湯浅は、この例としてレンタルビデオ店の顧客のみを対象とした投票促進キャンペーンの実施などを挙げる。

^d <https://ca-commercial.com/news/cambridge-analytica-and-scl-elections-commence-insolvency-proceedings-and-release-results-3> (2018.5.20 確認)

^e イギリスの倒産事件では、個人倒産事件ではロンドン周辺と地方の土地管轄区分があるが、会社清算ではイギリスに登録されている会社の場合、High Court が管轄する。

^f 倒産実務家はイギリスの倒産手続では重要性が高く、倒産実務家は免許制となっている。免許は通産省が交付し、資格付与に適したとされる団体に試験実施を行わせ、各団体（給源としては会計士や弁護士が多いとされる）が試験を実施する。また、倒産実務家の資格維持に継続研修受講義務が制度化されており、3 年に一度の継続研修の受講と年次報告が要求される。倒産実務家が実際の倒産手続に関与すると手続中は裁判所の非常勤職員や裁判所職員としての位置づけが付与される。

^g 破産法は自然人の破産にも適用されるが、本稿では法人を念頭に置く。

4. イギリスの倒産処理制度について

4.1 イギリスの倒産法制の基本概念

本節では、CA 社がイギリスにおいて申請した企業破産手続(commerce insolvency proceedings)の同国における基礎的な考え方を整理する。

イギリスにおいては、“bankruptcy”の語を充てる破産は個人債務者の破産を意味することが通常であり、伝統的に法人は強制清算が意識される。これはイギリスの法人観がテクニカルなものに過ぎない点を重視し、責任は個人が負うものという発想が強い。Insolvency は債務者の再建と再生がニュアンスとして含まれているが、bankruptcy 概念は制裁の側面が強い。倒産法制を巡る基本的態度として、債権者フレンドリーか債務者フレンドリーかという点がある。アメリカは債務者フレンドリーであり、イギリスは債権者フレンドリーであるとされる。前者は、アメリカ人が植民地時代にすべて債務者として扱われ、当時の宗主国イギリスから借金をして開拓や事業を行っていたところ、事業に失敗した人に主にイギリス人の債権者が返済を迫ることがあり、また、開拓の失敗者を社会から排除することがアメリカにとって開拓の進展につながらないとの発想から債務者フレンドリー的な法制度が形成されてゆく。

これに対してイギリスをはじめとしてヨーロッパ各国の倒産法は基本的に債権者フレンドリーであるとされる。破産法は債権者平等の実現を図るため、個別の権利行使を止めさせて破産者の残り少ない財産を平等に分けることをその基本的発想としている。これはローマ法以来の伝統であるとされる。このように倒産法制の基本的コンセプトとしてアメリカは特殊な発想をする国であるが、アメリカが国力を高めると世界的にはマイナーな債務者フレンドリー的な考え方が進出し始める展開を見せるようになる[7]。

4.2 イギリスの破産処理制度の概要

倒産手続は目的から見た観点による区別として、再建型と清算型の区別が、また、公的手続と非公的手続の区別がある。イギリス倒産法の下では主に Insolvency Act 1986 が主として適用される、Formal Insolvency Processes には主に以下の手続があるとされる[7]。

- ① Liquidation : Liquidator が手続を管理し、個人が行う場合を bankruptcy と呼び、会社が行う Liquidation を winding-up と呼ぶ。自動的にはモラトリアムが認められない。日本法での破産に近いイメージの手続。
- ② Administration : Administrator が手続を管理する。モラトリアムが自動的に認められる。担保権者も拘束されるが議決権はない。Administrator は 10 週間以内に再建計画を債権者に提出・承認を得なければならない。

- ③ Receivership : 担保権者の代理人として担保対象を売却する手続

－Administrative Receivership : 全会社財産が担保の floating charge となっている場合

－Non-Administrative Receivership : 特定の財産が担保の場合

- ④ Company Voluntary Arrangement (CVA) : Supervisor が取締役を監督する手続。資産・負債の規模が一定以下である要件が必要。担保権者を原則として拘束できず、日本での民事再生に近いイメージ。イギリス法では“arrangement”は債務だけでなく事業も含めた財産関係全般の「整理」を指し、広義の“arrangement”に債務の一部免除を意味する“composition”も含まれる。
- ⑤ Scheme of Arrangement : 特定の Insolvency Officer は選任されない。Insolvency Act 1986 では規定されておらず、Companies Act 2006 による手続。日本の会社更生と私的整理の中間のような制度イメージ。

4.3 イギリスの会社管理(administration)手続

CA 社の 2018 年 5 月 2 日付ニュースリリースでは Administrator が任命されたとあることから、上記①～⑤の中では②が申請されたと思われる。イギリスの会社管理手続(administration)は、1986 年倒産法で導入された。③のレシーバシップは、不断の変動が生じる会社の現在および将来の財産上に設定されるエクイティ上の担保である浮動担保の担保権者による担保権実行手続であるが、イギリスでは企業再建手続として事実上機能するようになった。会社管理は元々、経営状態が悪化した会社に裁判所がレシーバーに変わって管理人(administrator)を任命し、管理人の下で再建や事業維持を図るために設けられたが、手続中に会社や事業が再建不可能と判断されると強制清算や換価に移行する場合もある。つまり、administrator が就いた会社は任意整理(Company voluntary arrangement)や会社整理計画(Scheme of arrangement)による再建や配当を目指す、うまく行かないと判断されると清算に進むこともあり、倒産した会社が長期の保全処分をかけるような状態に初期段階で置く手続としてイメージされる。Administration の導入初期には裁判所が administrator を任命していたが、2002 年以降、裁判所は administrator を任命せず、会社や担保権者が裁判所外で administrator を任命する方法も登場するようになった。また、2002 年以降、会社管理手続の目的に順位が付けられ、まず、継続企業としての会社の救済、第二に清算よりも債権者にとって会社管理によって売った方が債権者に有益であるという点、第三に担保権者や給料債権者などの優先的債権者への配当を目的として会社の財産価値を実現する目的である。会社管理手続は 2002 年以降、裁判所への申立を要するタイプと要さないタイプの 2 通りの手続が選択できるようになった。裁判所への申立を要するタイプで

は会社やその取締役、債権者により手続が申し立てられる。申立人は、倒産実務家(Insolvency Practitioner)を administrator 候補者として推薦し、会社管理命令の申立を行う。裁判所は申立に対して、管理命令を発令するか否かを決定する前に審尋を行うが、多くの場合、申立人提案の administrator 予定者を管理人に任命することが多いとされる。浮動担保権者以外が申立をした場合、審尋の過程で浮動担保権者が別の倒産実務家を求めることもある。

他方、裁判所への申立を要しないタイプの会社管理手続では、浮動担保権者、会社、取締役が手続を開始でき、裁判所に対する通知により自ら administrator を任命して手続を開始可能となる。裁判所への正式な申立や認可も要求されない。浮動担保権者が開始する場合には担保権が実行可能状態でなければならない(支払不能までは不要)。先順位担保権者との関係では先順位の浮動担保権者に administrator 候補者を手続開始の2日前までに通知するか先順位担保権者の承認と administrator 任命通知を裁判所に提出する。会社や取締役が手続を開始する際も裁判所への申立は不要であり、浮動担保権者と裁判所に administrator の任命通知を5日前までに提出する必要がある(支払不能やそのおそれがあることの書面での証明が手続開始に必要)。会社管理手続の下では administrator の選任により全ての債権者は会社や会社財産に対する法的手続を新たに開始、継続することが禁止される。Administrator による proposal 作成の時間を与える目的である。会社管理手続において、Administrator には会社事業経営上の広範囲の権限が与えられる。元の取締役等は権限の制約を受け、Administrator の同意なく経営権を行使できなくなる(その他解任や新たな取締役の選任がされることもある)。

また、イギリスの会社管理手続では、手続中に融資が実施されても優先権がなく、事実上、キャッシュフローが一定程度存在しないと再建できないようになっている(DIP ファイナンスの不存在)。債権者の会社管理手続への関与については、Administrator は会社管理手続の目的達成のための実行方針(proposal)を手続開始から裁判所に8週間以内に提示する必要がある、Administrator は当該提案を債権者に示し、手続開始から10週間以内に債権者集会で賛否の検討を問うことになる。

イギリスでは会社管理手続はそれ自体完結したものとはされておらず、当該手続を経て再建される場合、清算される場合、これ以外の処理が行われる場合などがある。再建を断念して清算するケースでは、Administrator による債務者会社の財産の売却が行われる。その際、一定期間、事業を継続することで会社の価値を維持しつつ会社ごと第三者に営業譲渡するケースがある。再建するケースでは会社管理手続が開始されることで支払が猶予され、会社と不動産担保権者が交渉することで会社本体や事業の再建を目指す。再建のケースにおいて、Administrator の再建方針はそれに

反対する債権者を拘束するシステムを通常備えず、最終的な会社の再建は会社任意整理(Company Voluntary arrangement)や会社整理計画(Scheme of arrangement)に移行する[7]。

4.4 イギリスの倒産犯罪について

本節ではイギリスにおける倒産犯罪について概観する。[11]p.3 によれば、伝統的にイギリスでは倒産は犯罪とみなされ、詐欺的行為を行った商人の倒産には18世紀まで死刑が科せられる可能性もあった。非商人も支払不能に陥ったり債務を弁済する資力が不足すると刑務所に収容されることがあった。破産制度は①破産者が破産開始時に有した資産と免責前に取得した資産の管理と債権者間での平等分配、②破産者の免責を主目的とする。1986年倒産法では、裁判所に破産事件から生じる法律問題と事実問題の全てを決定する完全な権限を認め(363条1項)、破産者が裁判所の命令に従わない場合の裁判所侮辱罪(民事侮辱)を法定した(363条4項)。裁判所は自己資産や帳簿、記録提出等の義務違反を犯した破産者に逮捕令状を発布でき、その者の財産差押えも可能である[11]p.7。逮捕令状は、破産申立がなされた債務者、免責を受けていない破産者、免責されたものの資産がなお管理されている破産者が以下の要件に該当した場合に発布できる。(a)債務支払い、破産申立への出頭回避や手続妨害を目的として逃亡またはその可能性があるとして判断できる合理的理由がある場合、(b)当該資産への破産管財人による占有取得妨害を目的とした資産移転、(c)当該資産管理に必要な帳簿記録類の破棄またはその可能性があるとして判断できる合理的理由がある場合、(d)自己占有の規程価値以上の物の破産管財人の許可無しでの移転、(e)裁判所による出頭を命じられた審査の合理的理由無き欠席。これらの逮捕要件は(a)は逃亡罪(358条)、(b)は資産移転罪(354条2項)、(c)は帳簿類の毀棄・隠匿罪(355条2項)、(d)は資産移転罪(354条2項)、(e)は裁判所侮辱罪に関連する。逮捕された破産者は勾留を受け、裁判所の命令により、裁判所に随時出頭しなければならない[11]p.7。k

1986年イギリス倒産法350条は個人倒産の場合に犯罪の成否判断の鍵となる①時間的範囲、②犯罪地、③捜査・訴追要件、④刑罰を規定する。①については、破産申立に基づき、裁判所が破産命令を出したことが前提として判断される。個人に対する破産命令では命令日から免責時までの行為が破産犯罪の判断対象となる(350条3項反対解釈)。遡及的に破産開始以前5年間まで処罰対象となりうることとされ、日本の破産法とは異なり、遡及可能期間が明示されている[11]p.13。[11]p.13は、この5年の期間はイギリスでは広い範囲で破産犯罪が処罰されうることになり、破産過程に向かった行為を懲戒的思想の下で罪悪視する考え方

k その後の裁判所の権限は[11]pp.7-12を参照。なお、破産管財人によって裁判所の権限が行使されることもある。

が強いと評価する。③については、倒産犯罪の捜査は倒産局が公訴局や重大詐欺局との連携により行われ、犯罪を認知した管財官から倒産局への通知により認知がなされる。④は拘禁刑、罰金刑のいずれかで併科も可能である。拘禁刑では起訴形態により最長期間が異なり、略式起訴では6か月、正式起訴では7年と2年とがある。また、破産者が破産犯罪該当の行為を行い、有罪判決を受けても破産開始から3年経過により自動的に免責となる(279条2項(b))。

個人倒産の場合の犯罪類型には①非開示罪、②資産隠匿等の罪、③損失の説明をしない罪、④帳簿・資産に関する罪、⑤虚偽陳述罪、⑥資産を欺罔的に処分する罪、⑦逃亡罪、⑧信用取引で得た資産の欺罔的処分に関する罪、⑨破産事実の開示をせずに信用を得る罪、⑩適切な商業帳簿をつけない罪、⑪ギャンブル、軽率かつ冒険的投機に関する罪があり[11]pp.16-23、①は日本法には見られない類型とされている。具体的には裁判所の構成員としての地位を有する管財官に財産状況報告書を提出しない場合に裁判所侮辱罪と共に成立する[11]p.16。

会社倒産の場合、管財官による公的審査対象者が審査に合理的理由なく出頭しない場合の裁判所侮辱罪等に裁判所が逮捕令状、差押令状を発布しうるなど類似している点もある他、会社の役職員のみを対象とした犯罪も存在する。会社の取締役役に命令や指図を行いう事実上の権限を有する「影の取締役」を処罰対象とすることがある[11]p.24。処罰対象行為は清算場面での会社資産の隠匿、移動、帳簿隠匿、破棄、偽造、会社業務の省略報告、債権者に対する財務状況虚偽報告が問題となる[11]pp.24-25。管財命令が出た後に更生管財人から会社の財産状況の説明提出を求められた者が合理的理由なく義務を履行しない場合、罰金刑が科せられ、義務違反係属中は履行強制金が命じられる。会社倒産では破産よりも当該義務対象者の範囲が広い点と履行強制金による間接強制が予定される[11]p.25。また、裁判所等が犯罪事実について訴追当局に照会したり、免責されていない破産者のように行動制約を受けた者が会社の意思形成に関与する行為を処罰したり、法人による犯罪実行について、所定態様で関与した役職員が両罰規定により責任を負ったりする点も特徴的である[11]pp.26-27。

[11]pp.27-28によれば、2000年の統計でイギリスでの破産犯罪事件は全破産事件の3パーセント程度の訴追率となっており、債権者による破産者の資産の不法占拠や破産者の資産隠匿、資産を伴って逃亡する事案はかなり減少しているとする。そして、この原因を過去の違法行為への対応として処罰を厳格化する制度を整備した結果ではないかとする。

5. デジタルゲリマンダの法的評価と破産手続に対する影響

前章ではイギリスの倒産処理制度の概略を整理した。この点、デジタルゲリマンダが法的にどのような評価を受けうるのかについて、以下に整理する。

5.1 デジタルゲリマンダの法的評価

ビッグデータを分析することで経済的価値を見出そうとすることは今日、広く行われている。ケンブリッジアナリティカ社では、ビッグデータの分析結果を世論操作に活用するデジタルゲリマンダ[2]pp.1071-1072をビジネスモデルとしていた。湯浅は、デジタルゲリマンダに対する法規制の可能性として、ビッグデータ分析や感情伝染実験のような手法に対する法規制について、アメリカと日本の場合に言及している。それによれば、アメリカでは表現の自由が日本よりもより重視され、アメリカの選挙運動規制はゆるやかでそれは候補者本人や政党等への資金規制が主となりやすい。候補者本人や政党等以外の第三者の行為は規制が困難であるばかりか、デジタルゲリマンダの実行アルゴリズムが特許や営業秘密による保護の対象となる。ただし、デジタルゲリマンダに利用されるデータが個人データの場合にプライバシー保護の枠組みを用いて一定の制約が可能となる可能性を指摘する[2]pp.1072-1073。この点、板倉はデジタルゲリマンダやフィルターバブルがプライバシー侵害としてSNSのユーザが当該SNS事業者には何らかの請求が可能かという点について、通常ではデジタルゲリマンダやフィルターバブル、フェイクニュースがユーザ情報の漏洩や目的外利用を直接もたしているわけではないとの前提に立った場合、パーソナライゼーションの基礎となるSNS事業者把握のユーザ情報に誤りがある場合に特に正確性確保義務との関係が問題になる点を指摘しつつ、実際にはSNS事業者がユーザのプライバシーを推知・推測し、当該推測に基づいた判断を行ったりすることに問題を求めている[1]pp.1077-1078。そしてGDPRにおいて、SNS事業者がユーザの自動的プロファイリング・評価により分類することを違法としている点について、個人データの自動処理による差別を受けないこと自体を保護すべきとの発想に立った規律としている[1]p.1078。さらに消費者保護の観点からはSNSサービスの利用規約の付随義務を元にして不法行為責任以外に解除等の保護手法の拡大の可能性を指摘する[1]p.1079。

CA社の事例では、報道によれば、クイズアプリを通じて同社がFacebookユーザのユーザ情報を不正取得していたとの報道もあるが、同社は物的製品を生産する企業のようにその生産設備や製品在庫が管財対象となることは少な

1 なお、イギリスのEU離脱に伴うGDPR適用の関係について、本稿執筆時点での分析として例えば、[10]pp.347-348がある。

く、逆にデジタルグリマンダを実行するアルゴリズムや特許、アルゴリズムに適合したデータフォーマットが問題となりやすいと思われる。よって、同社の債権者にとっては同社の保有するデータが破産手続開始前の状態で維持されることは配当算出の出発点とも言える可能性がある。この点、悪意の事業者が計画的に個人情報を不正利用した後倒産したと評価するならば、倒産が個人情報管理責任上のバックドアになっているのではないかという点が問われるとする考え方が出てくる可能性がある。つまり、倒産した事業者がそれ以上の責任を問われなければ、今回のように個人情報が相当の商品価値で販売される場合に権利者の許諾なく販売の上売を別会社に計上、責任会社は倒産する。そうすると、個人情報加工情報を無断で販売しては倒産するビジネスモデルが回ってしまうのではないかという疑念である。

制度上は破産手続が開始されると破産管財人は、破産者の法的地位を承継し、債権者の利益をも代表する地位に立つ。破産財団に属する財産の管理処分権が破産管財人に専属的に帰属し、債権者は基本的に個別に権利行使をすることを禁じられる。破産管財人がその職務執行に抵抗を受けよう場合には裁判所の許可の上で警察上の援助が得られるし、破産管財人の職務を偽計・威力を用いて妨害した場合は罰則が科される（日本の破産法の場合3年以下の懲役または300万円以下の罰金(併科可能・破272条)。また、上記の悪意の事業者が計画的に個人情報を不正利用した後倒産したのではないかという疑念については、破産犯罪として詐欺破産罪がある。詐欺破産罪を構成する行為には①債務者の財産隠匿または損壊、②債務者の財産譲渡または債務負担の偽装行為、③債務者の財産の現状改変による価格減損行為、④債務者の財産の債権者の不利となる形態での処分（債権者の不利益な債務の債務者による負担を含む）、⑤破産手続開始決定・保全管理命令を認識しつつ正当理由なく債務者の財産の取得や第三者に取得させる行為がある。しかし、手続開始前の段階では債務者による財産隠匿や債権者による早い者勝ちによる債権回収を抑止する効果はこれらを破産犯罪として法で禁止しても限定的となることがある。この点は物的資産が管財の中心となる従来型の破産事例でも発生している問題であるが、情報やデータの法的位置づけが各国の法制度により異なるような場合のデータの法的評価を含めて、同社の保有するデータが破産財団と評価するか破産債権と評価するか、事業支出を資産の移転とみなすとした場合にどう通常の支出と区別するのかについては高度な知識と分析時間が必要となる。そうすると悪意の事業者が事実上逃げ切ってしまうという点も懸念しうる。

5.2 アメリカ連邦倒産法における個人情報保護制度

本事案では米国ニューヨーク南部地区連邦破産裁判所

で並行倒産手続が行われることとなっている。この点、アメリカ連邦倒産法では財産については営業譲渡のような通常取引以外での財産使用や譲渡・賃貸について告知聴聞を経て裁判所の許可により行えるのが原則(363条(b)(1))とされているところ、個人情報(Personal Identifiable Information) (101条(41A))については、債務者が個人情報を関連会社以外に譲渡しない旨のポリシーを公表し、当該ポリシーが申立時に有効の場合、管財人は個人情報を譲渡・賃貸できない(363条((b)(1))). 本条項は大量の個人情報を有する企業が連邦倒産手続を申立て、資産を営業譲渡などにより処分する際に個人情報の外部流出を防止する規定である。本条項はインターネットビジネスを業とする債務者を念頭としているが、適用そのものはインターネットビジネスに限られない。倒産企業の事業の買い手は顧客獲得を事業購入の動機となりうるため、本規定は管財人には財産処分権の大きな制約となる[9]p.423.

ただし、裁判所は告知聴聞を経て個人情報の譲渡・賃貸を許可できる(363条(b)(1)(A)・(B)). その際、以下の要件に該当していることが必要となる[9]p.424.

- (1)譲渡・賃貸がプライバシーポリシーと合致している場合
- (2)消費者プライバシー・オンブズマンの任命後に裁判所が譲渡・賃貸の事実・状況・条件につき十分考慮し、かつ譲渡・賃貸が倒産法以外の法律に違反しない場合

本手続では、管財人が通常取引以外の方法で個人情報を譲渡・賃貸する場合に裁判所が連邦管財官に聴聞5日前までの消費者プライバシー・オンブズマンを任命することになっており(332条(a)), 消費者プライバシー・オンブズマンは聴聞に出席し、裁判所が譲渡・賃貸の許可判断を行う上で必要な以下の情報を提供する。

- ① 債務者のプライバシーポリシーの内容
- ② 譲渡・賃貸により消費者のプライバシーが受ける影響
- ③ 裁判所が譲渡・賃貸を許可したときの消費者の利益と不利益
- ④ プライバシー侵害を緩和する手段

また、財産隠匿罪・倒産詐欺罪に該当する場合、犯罪実行時から5年の公訴時効期限が経過した後には裁判所は、申立人の申請に理由があると判断する場合、債権者申立に関する記録の消去が可能である(303条(1)(3)).

5.3 クラスアクションと倒産処理

前節で並行倒産手続が行われるアメリカ連邦倒産法での個人情報保護制度を概観した。本件事案はまた、Facebookユーザのデータがクイズアプリを用いて不正に取得したとのスキャンダルがきっかけとなっているとされている。仮

に自身のデータを不正に取得されたとしてユーザがクラスアクションを起こした場合、倒産法上はどのように扱われるだろうか。この点、裁判所によるクラスアクションの承認手続を経るとクラスアクションが認められ、代表者がクラスを代表して権利行使を行う。被告企業が連邦倒産手続を開始した場合に、連邦倒産手続内でクラス代表者が権利行使可能かどうかという問題について、[9]は、例えば債権届出額の争いについて、クラス代表者がクラス全体の債権を届け出た場合、クラスとしての債権届出としてこれを認めるかクラス代表者個人としての債権届出として認めるかについて、対審手続として承認申立てがされる場合には、連邦倒産裁判所はクラスアクションを承認決定できるとする[9]p.459。他方、異議手続では、連邦倒産裁判所の裁量にクラスアクションの可否は委ねられているとする[9]p.460。

5.4 小括

以上の記述から本件事案を評価すると、上述の通り、CA 社が取得した情報のデータセットには経済的価値を見出し、これを破産財団に組み込みたいという要請と CA 社によるデータセットが不正な取得によるという点からこれによる不法行為を主張して CA 社に損害賠償を請求する動きも予想される。上述の通り、日本法では、破産手続開始前の不法行為が原因で手続開始後に損害が発生したような場合はその損害賠償請求権は破産債権となりうる。破産企業が平常時に取得した情報が金銭評価され、換価する実務対応が行われると仮定した場合、CA 社が取得した情報について、破産財団の規模を増加する方向で評価される場合もあれば、破産債権の原因として評価される場合もある。

デジタルグリマンダ自体の実施が GDPR 上、SNS 事業者がユーザの自動的プロファイリング・評価により分類することを違法とされた場合にはその効果として監督機関による制裁金の賦課、調査、作為・不作為に関する遵守命令、処理の禁止、データ主体に周知させる命令、認証撤回、警告などの措置が取られることになる。また、GDPR84 条によれば行政罰の対象とならない GDPR 違反には加盟国が適用される他の罰則に関する規定を定め、罰則の執行可能体制確保措置を講じることを規定している。

また、並行倒産手続となるアメリカでは、消費者プライバシーオンブズマン制度が法定化されており、CA 社の破産管財業務において、CA 社が取得した情報を破産管財人が譲渡・賃貸する際に(1)譲渡・賃貸がプライバシーポリシーと合致している点、(2)消費者プライバシーオンブズマン任命後に裁判所が譲渡・賃貸の事実・状況・条件につき十分考慮し、かつ譲渡・賃貸が倒産法以外の法律に違反しない点が証明される必要がある。

また、クラスアクションが起こされた場合には破産管財人の財産処分権はさらに制約を受けることが考えられる。

6. わが国における示唆

上述の通り、破産を伝統的に害悪視してきたイギリスでは破産者の破産裁判所に対する義務が重視され、裁判所侮辱罪が存在し、処罰対象も 5 年間遡及して把握される。日本法は前者の点について、破産者の管財人や裁判所への義務の範囲が狭く、義務違反に対する制裁も十分でないとされている[11]pp.30。また、並行手続となっているアメリカ法に見られる消費者プライバシーオンブズマン制度のような企業の破産手続におけるデータ保護を射程に入れた独自ルールも存在しない。CA 社のような事案がわが国で発生した際、企業が処理した情報の改修と法的評価をどのように扱うかについて、高度な知識と分析時間が破産管財人には必要となる中で、そのような知識・技術が十分に管財人候補者に浸透していない状況[4]では破産犯罪の処罰範囲が十分ではないという[11]の指摘は示唆深いと思われる。

7. おわりに

本件は CA 社が行っていた事業がデジタルグリマンダというネット時代における民主主義のあり方の根幹にかかわるものであった点から同社の債権者や同社が保有していたデータのデータ主体以外にも影響が及ぶ問題であるともいう事が出来るが、本件への対応にはデータの法的評価を含めて高度な知識が要求されることを想定するとそのような高度な知識を広範囲の管財人候補者にどのように習得させるかという問題も我々に突き付けている印象もある。

参考文献

- [1] 板倉陽一郎「デジタルグリマンダとプライバシー、自己決定権」情報処理,Vol.58,No.12(情報処理学会,2017)pp.1075-1079
- [2] 湯淺壘道「デジタルグリマンダの法規制の可能性」情報処理,Vol.58,No.12(情報処理学会,2017)pp.1071-1074.
- [3] 湯淺壘道「デジタル・グリマンダの法規制の可能性」情報処理学会研究報告,Vol.2017-EIP-75,No.4(2017)pp.1-5.
- [4] 橋本誠志「IoTクラウド連携社会における倒産と破産管財人の責任—契約理論の視点から」情報処理学会論文誌 Vol.59,No.1(2018)pp.189-198.
- [5] 山本和彦, 中西正, 笠井正俊, 沖野眞巳, 水元宏典, 倒産法概説[第2版補訂版](弘文堂,2015).
- [6] <https://cambridgeanalytica.org/> (2018.8.17 確認)
- [7] 竹下守夫監修,破産法比較条文の研究,(信山社,2014)
- [8] 中島弘雅,イギリスの企業倒産手続の構造と会社法との接点,会社法解釈等総点検研究会講演録(2006.2.2)pp.5-37 <http://www.win-cls.sakura.ne.jp/pdf/7/02.pdf> (2018.5.20 確認)
- [9] 福岡真之介,アメリカ連邦倒産法概説[第2版](商事法務,2017)
- [10] 宮下 紘,EU 一般データ保護規則,(勁草書房,2018)
- [11] 今井猛嘉,イギリスにおける倒産犯罪,法学志林 Vol.100,No.3(2003)pp.1-67
- [12] 西田亮介「ケンブリッジ・アナリティカ事件とその論点」情報処理,Vol.59,No.7(情報処理学会,2018)pp.596-598

付録

付録 A.1 日本法における国際倒産手続の基本概念

本付録では、日米の倒産法における国際倒産手続の基本概念について整理する。今日のグローバル経済の下では同社のみならず、国境を越えて事業を展開するトランスナショナル企業が多数存在する。このような環境の中で利害関係者（債権者や債務者）の国籍、住所地そして財産所在地などを巡って国際的要素を有する事件は国際倒産事件と呼ぶ。例えば、債務者が外国に資産の隠匿を図ったり、外国所在の資産を用いた偏頗弁済を行ったりする可能性がある。このような場合に倒産手続に對外効を認め、本国での倒産処理手続を外国に認める必要がある。また、再生型手続を進める場合も本国と海外での事業を一体化して事業再生を行うことで再生の効果を高めることができる。こうした観点から各国の倒産法制の効力を外国に認める取組は 1978 年のアメリカ連邦倒産法を皮切りに拡大を見ている。倒産手続に對外効を認めない考え方は属地主義と呼ばれる。属地主義を採用した倒産法制国で開始された破産や更生手続は国外財産には及ばないことになる。他方で普及主義（単一主義）は全世界で 1 債務者 1 倒産処理手続を理想とし、倒産処理そのものの合理性と債権者間の公平性を確保するとする法設計思想である。普及主義の下では、債務者との結びつきが最も強い国を確定し、当該国のみで手続開始申立を認め、その後に全世界で統一的に倒産処理手続を実施することを理想とする。しかし、債務者との結びつきの最も強固な国の確定基準の策定が困難であり、実体倒産法の規定が国により異なる、あるいは債権者が他国の法制の受入れを渋るなどの理由から実際に普及主義を徹底することは難しい場合がある。そこで、現実には外国での倒産処理の国内支援や外国と自国の倒産処理手続の相互併存と各手続間の協力関係の構築を行うなどの手段がある。わが国では、①わが国で開始・遂行される倒産処理手続について外国での承認・援助を求める。②外国で開始される倒産処理手続のわが国での承認援助を行う。③外国で倒産処理手続がなされる場合にわが国でも倒産処理手続を開始し、相互に協力するパターンを使い分ける法制を採用している。①についてはわが国での倒産処理手続についての對外効を認める規定が破産法、民事再生法、会社更生法に規定される。②については、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律が存在する。③については、並行倒産とその協調、国際倒産管轄について規定する。ただし、並行倒産についてはわが国では単一主義は思想として採用せず、並行倒産が容認され、各倒産処理手続が別個独立したものとなる。この場合、各並行手続の無協調な遂行が参加債権者の範囲の不一致をもたらす、不公平や債務者の事業全体を見通した合理的な事業再生や譲渡が困難となることがあるため、各倒産処理手続間での調整の密接化と各手続の管財人の相互協力義務を課す。つまり、第一には破産管財人は外国管財人に破産手続の適正実施のための必要な協力と情報提供を求め、一方外国管財人にも必要な協力と情報提供の努力

を求める。②外国倒産処理手続が開始されている場合の国内手続の開始原因の存在の推定、③外国管財人による国内手続開始の申立と遂行（債権者集会への出席と意見の発言、再生計画・更生計画の案の提出、④外国管財人が届出をしていない破産債権者で外国での手続に参加している者を代理して手続参加が可能とする点などである[5]pp.518-534。

付録 A.2 アメリカ連邦倒産法における並行倒産手続の扱い

本件ニュースリリースでは並行倒産手続が米国ニューヨーク南部地区連邦破産裁判所で行われるとされている。この点、アメリカ連邦倒産法における並行倒産手続について、アメリカではモデル法や連邦倒産法で複数の倒産手続の併存を認める並行倒産主義を採用する。その上で国内倒産手続がある中で外国倒産手続の承認申立が行われる内外並行倒産や同一債務者に対する複数外国倒産処理手続での複数外国倒産処理手続に対する承認が求められる外外並行倒産手続の調整について、アメリカでは複数手続の並行と効果調整の方法を採用する。具体的には、同一債務者について連邦倒産法管轄の事件と外国倒産処理手続の並行となる内外並行倒産では、両手続の併存と効果調整を法定し、裁判所に協力と調整を義務付け、①外国倒産処理手続承認申立時で連邦倒産法管轄倒産事件が係属している連邦倒産法手続先行)では連邦倒産法管轄の事件での救済との整合、②連邦倒産法管轄事件の申立時に外国倒産処理事件の承認が係属している場合（外国倒産事件先行）、裁判所の審査と連邦倒産法管轄下の旧サイトの整合が無い限り、当該救済が変更・終了となる。いずれも通常は連邦倒産法の効力を優先させ、外国主手続で当該手続承認後に連邦倒産法管轄事件が開始となった場合には承認手続側の効力が優先する。

内外並行破産では外国主手続承認後の内国倒産手続の申立が行われる場合があるが、連邦倒産法では外国主手続先行方型では外国主手続承認後の連邦倒産法管轄の手続開始について、債務者がアメリカ国内に資産を持つ場合に認める。その効力はアメリカ国内における債務者の愛さんでは協力調整実行に必要な範囲とされ、それ以外の債務の財産では財団財産の構成財産で、連邦倒産法下で承認された外国倒産処理手続の管理管轄下に無い範囲に限ることで外国主手続の承認手続を優先させる。

同一債務者に複数の外国倒産処理手続が存在する外外並行破産では裁判所は協力調整をしなければならない他、①外国主手続先行でその後外国従手続承認のケースでの外国従手続での救済を外国主手続と矛盾しないように要求し、②外国従手続先行で後に外国主手続承認の場合、外国従手続承認を基礎とする救済の再審理と矛盾の場合の変更・取消を定める。また、連邦倒産法管轄手続の継続中に債権者が外国で債権回収した場合、当該債権者配当額から外国での回収額は控除される。これにより債権者平等を実現するのが狙いである（ホッチポット・ルール）[9]